

町田市スポーツ推進計画（案）

【2013年12月17日】

目次

第1章	スポーツ推進計画策定にあたって	1
1.	計画策定の主旨	1
2.	計画の全体像	2
3.	計画策定の背景	3
	(1) 社会状況の変化と課題	3
	(2) 国の動向	4
	(3) 東京都の動向	5
	(4) 町田市のスポーツ施策等に関する動向	5
4.	計画の位置づけ	6
5.	本計画における「スポーツ」の範囲	7
6.	計画の期間	7
第2章	計画の基本的な考え方	8
1.	スポーツ推進の基本理念	8
2.	スポーツ推進の全体像	8
3.	達成目標の目安(数値目標)	9
第3章	スポーツ推進施策	12
1.	スポーツ推進の方針	12
	(1) ライフステージ別スポーツの推進	12
	(2) ホームタウンチームの活性化とまちづくりとの連動	12
	(3) 役割分担の明確化	12
	(4) モデル事業の実施	12
2.	スポーツ推進施策の展開	13
	戦略1 市民スポーツの普及・推進	15

施策1	地域におけるスポーツの推進	15
	(1) 子どものスポーツ推進	16
	(2) 働き盛り・子育て世代のスポーツ推進.....	17
	(3) 高齢者のスポーツ推進	17
	(4) 障がいのある人のスポーツ推進.....	18
施策2	「市民スポーツ」の環境づくり	19
	(1) 地域スポーツの場の整備	19
	(2) 地域スポーツの仕組みづくり.....	19
	(3) 既存スポーツ施設の有効活用.....	20
戦略2	トップスポーツ支援	21
施策3	ホームタウンチームへの支援と協働	21
	(1) 交流の活性化	21
	(2) 運営支援	22
	(3) 広報・告知活動の充実	22
施策4	「トップスポーツ」の環境づくり	24
	(1) 競技スポーツの場の整備	24
	(2) 競技スポーツの連携強化	24
	(3) 障がい者スポーツの活性化.....	25
	(4) 顕彰制度・奨励制度等の活性化.....	25
戦略3	スポーツ環境の整備	27
施策5	スポーツのまちづくり	27
	(1) スポーツ・ツーリズムの推進.....	27
	(2) 公園等におけるスポーツ施設の整備	28
	(3) 広域スポーツのブランド化.....	28
	(4) 公共スポーツ施設のユニバーサルデザイン化.....	29
	(5) スポーツ情報発信力の強化.....	29
第4章	計画の推進にあたって	30
	1. 計画の推進と進行管理	30
	2. 計画推進のための財源確保	30
	3. 町田市スポーツ推進審議会への報告	30

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

1. 計画策定の主旨

スポーツの重要性

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみをもたらす世界共通の文化であるとともに、健康長寿、人格の形成、地域の活性化など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない存在です。

これまでの町田市 取り組みの概要

これまで町田市では、「町田市スポーツ振興計画」(2009年12月策定、以下「振興計画」)に基づき、「スポーツに親しめる環境の創出」、「地域のつながりと健康寿命の向上」、「魅力的で活力あるまちの創出」を目指す姿とし、スポーツ振興を進めてきました。「する」「みる」「支える」の3つの場面で施策を展開することにより、目指す姿の実現を図りました。

スポーツ推進計画 策定の主旨

「町田市スポーツ推進計画」(以下「本計画」)は、スポーツ基本法及び2013年3月に制定した「町田市スポーツ推進条例」に示される理念に基づき、市や市民等の役割を具体的に示すとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

2. 計画の全体像

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

本計画の策定にあたって、その背景や社会環境の変化を整理し、計画策定に関する基本的な考え方や方向性を示しています。

第2章 計画の基本的な考え方

町田市の今後のスポーツ推進において目指す将来の姿及び町田市スポーツ推進条例に基づく基本理念を示します。また、本計画期間中の目標を示します。

(基本理念)

- [1] スポーツ環境の整備及び魅力ある地域社会の形成
- [2] スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上
- [3] 市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体による相互の信頼の下の連携、協力

将来の姿

スポーツで人とまちが一つになる

第3章 スポーツ推進施策

第2章で示したスポーツ推進における将来の姿及び基本理念の実現に向け、3つの戦略を定め、現状と課題を踏まえて、具体的な推進施策を示します。

戦略1. 市民スポーツの普及・推進

戦略2. トップスポーツ支援

戦略3. スポーツ環境の整備

第4章 計画の推進にあたって

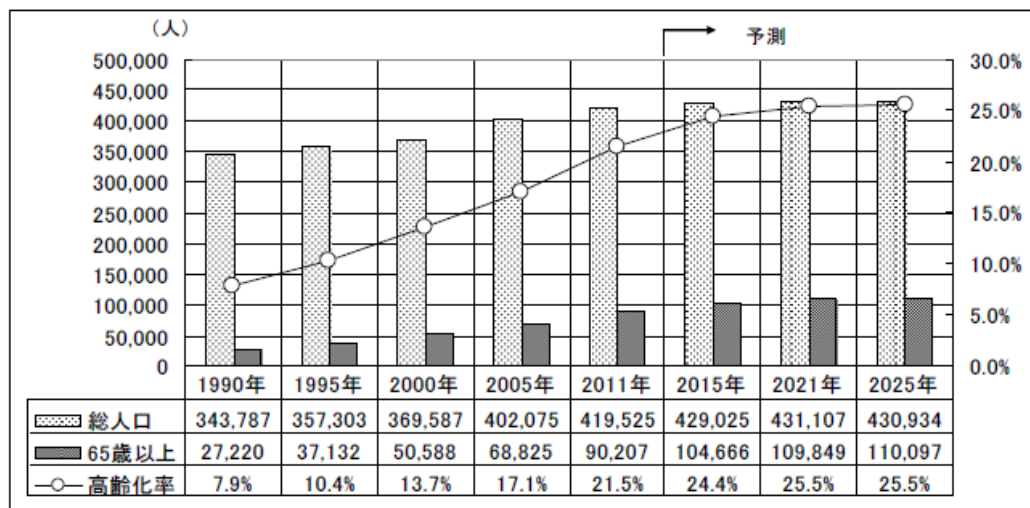
本計画を推進するための体制、財源確保及び報告・意見聴取の方向性を示します。

3. 計画策定の背景

(1) 社会状況の変化と課題

ライフスタイルの多様化や少子・高齢化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、市民との協働の推進、地域コミュニティの再構築、ノーマライゼーションの推進などの取り組みが求められています。

図表1-1 町田市における高齢化の推移と予測



出典: 町田市高齢者福祉計画

昭和60年頃から子どもの体力・運動能力が低下傾向にあるとともに、自分の身体をコントロールする能力の低下も指摘されています。子どもが運動不足になっている直接的な原因として、①学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による、外遊びやスポーツ活動時間の減少、②空き地や生活道路といった子ども達の手軽な遊び場の減少、③少子化や、学校外の学習活動などによる仲間の減少が挙げられています。

図表1-2 スポーツや運動の実施割合(%)

	男子		女子	
	親の世代	今の子ども達	親の世代	今の子ども達
週3日以上、運動やスポーツを実施する子どもの割合	63.2	62.6(↓0.6)	56.1	37.1(↓19.0)

※学校での体育の授業を除く

※親世代は昭和56年度の11歳、今の子ども達は平成23年度の11歳

出典: 公益財団法人日本レクリエーション協会ホームページ

現在の子どもの身長及び基礎的運動能力の測定結果をその親の世代である30年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子どもの世代が親の世代を下回る一方で、身長、体重など子どもの体格については逆に親の世代を上回っています。

図表1-3 身長・基礎的運動能力の比較

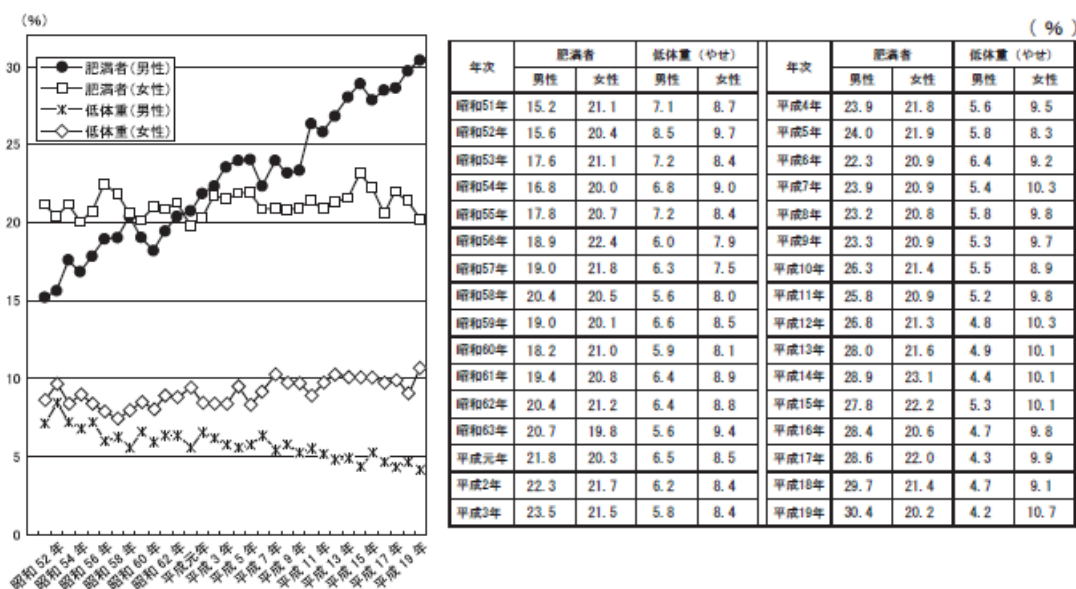
	男子		女子	
	親の世代	今の子ども達	親の世代	今の子ども達
身長(cm)	142.8	145.0(↑2.2)	145.0	146.7(↑1.7)
50m走(秒)	8.8	8.9(↓0.1)	9.0	9.2(↓0.2)
ソフトボール投げ(m)	34.8	29.7(↓4.1)	20.8	17.5(↓3.3)

※親世代は昭和56年度の11歳、今の子ども達は平成23年の11歳

出典:公益財団法人日本レクリエーション協会ホームページ

肥満などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。20歳代を除いた全年齢層において肥満が増加しており、特に30~60歳代男性の約3割に肥満が見られます。

図表1-4 肥満とやせの状況の推移(20歳以上)



出典:厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(2) 国の動向

スポーツ立国戦略

文部科学省では、今後のわが国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を2010年に策定しました。この戦略は、わが国の新たなスポーツ文化の確立を目指し、①人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視、②連携・協働の推進の2点を基本的な考え方として、今後10年間で実施すべき5つの重点戦略などを定めています。

スポーツ基本法

さらにこの戦略を基に、「スポーツ基本法」が2011年に制定され、スポーツに関する基本理念や、総合的かつ計画的に施策を推進するための基本となる事項を定めています。スポーツ基本法では、「スポーツ権」の確立、スポーツの多面的な役割(青少年の健全育成、地域社会

の再生、社会・活力創造、国際的地位向上)が明確化されました。また、指導者等の養成、スポーツ施設の整備、学校施設の利用、スポーツ事故の防止といった基礎的条件の整備等のほか、スポーツ事業への支援やスポーツ行事の実施及び奨励等といった多様なスポーツの機会のための環境整備などが基本施策として示されています。

スポーツ基本
計画

スポーツ基本法に基づき、文部科学省により「スポーツ基本計画」が2012年3月に策定されました。今後10年間の基本方針を定めるとともに現状と課題を踏まえた5年間に取り組む施策を体系化した計画であり、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備することとしています。

(3) 東京都の動向

東京都スポ
ーツ推進計
画

東京都は、「東京都スポーツ振興基本計画」(2008年7月策定)に基づき、様々な取り組みを進めてきました。2011年のスポーツ基本法の制定を受け、計画を改定して「東京都スポーツ推進計画」を2013年3月に策定しました。基本理念「スポーツの力を すべての人に」の下、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現を目指しています。

東京都障害
者スポーツ
振興計
画

行政計画としては初めてとなる「東京都障害者スポーツ振興計画」を2012年3月に策定、「東京都スポーツ推進計画」と相互に連携させて、障がい者スポーツと一般スポーツの施策を一体的に展開し、誰もがスポーツを楽しめる環境整備を進めることとしています。

東京オリン
ピックの
開催

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、スポーツ機運の盛り上がりを見せています。合宿地としての選手団の誘致活動、競技スポーツのみならず、一般市民のスポーツのする人、観る人、支える人への参画が課題となります。

(4) 町田市のスポーツ施策等に関する動向

町田市のス
ポーツの
状況

町田市は、町田市体育協会や傘下のスポーツ団体が主催する青少年の日大会、市民体育祭など、市民のスポーツの取り組みが盛んです。トップアスリートとしても、オリンピック代表選手のほか、世界レベルの選手も数多くいます。高校では全国レベルの野球部があり、大学でも世界レベルのクラブがあります。また、町田市には、FC町田ゼルビア(サッカー)、ASVペスカドーラ町田(フットサル)、キヤノンイーグルス(ラグビー)といった町田市を本拠としてトップレベルで活躍するホームタウンチームが活動しています。

現行計画「町田市スポーツ振興計画」

2009年12月にスポーツ振興法（スポーツ基本法に全部改正）に基づき、2009年度を初年度として2018年度を最終年度とする10年間の「町田市スポーツ振興計画」を策定しました。中間年で計画や目標を見直すこととしています。地域スポーツの活性化やホームタウンチームの活躍に向けた支援策等の施策を実施しました。

町田市スポーツ推進条例

市では、スポーツ基本法の制定を受け、「町田市スポーツ推進条例」を2013年3月に制定しました。「町田市」としてのスポーツ推進に対する基本理念と市（行政）、市民等、スポーツ関連団体、ホームタウンチームそれぞれの役割と4者の連携協力ならびにスポーツ推進計画の策定を規定、スポーツ基本法第31条に基づき、「町田市スポーツ推進審議会」を設置することとしています。

町田市のスポーツ推進にかかわる上位計画

上位計画としては、将来の町田市のあるべき姿を見据えた「まちだ未来づくりプラン」（2012年度～2021年度）があり、スポーツ施策は、「基本目標Ⅲ 賑わいのあるまちをつくる」に位置づけられています。また、「まちだ未来づくりプラン」の実現に向けて、具体的な事業と取り組みを総合的かつ計画的に進めるための5ヵ年計画（2012年度～2016年度）である「町田市新5ヵ年計画」が策定されています。「町田市新5ヵ年計画」ではスポーツ施策は、「政策2 誰もがスポーツに親しめる環境をつくる」に位置づけられており、誰もがスポーツに親しむことができるよう、市民のスポーツ活動の振興や、トップレベルのスポーツを楽しめる環境づくりに取り組むこととしています。

4. 計画の位置づけ

本計画は、中間年で見直すこととした、「町田市スポーツ振興計画」の後期計画であり、スポーツ基本法及び町田市スポーツ推進条例に基づき、「町田市スポーツ振興計画（前期計画）」の取り組みとその課題を踏まえた、町田市の実情に即したスポーツの推進に関する計画です。スポーツ基本法に基づき名称を「町田市スポーツ振興計画」から「町田市スポーツ推進計画」としました。

本計画は、町田市の中・長期計画である「まちだ未来づくりプラン」及び「町田市新5ヵ年計画」をはじめとした関連する個別計画との連携・調整を図りながら、各計画に共通する今後の施策の方向性などを明らかにするスポーツに関する基本的な計画として位置づけます。

なお、本計画を着実に推進するため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別に策定します。

5. 本計画における「スポーツ」の範囲

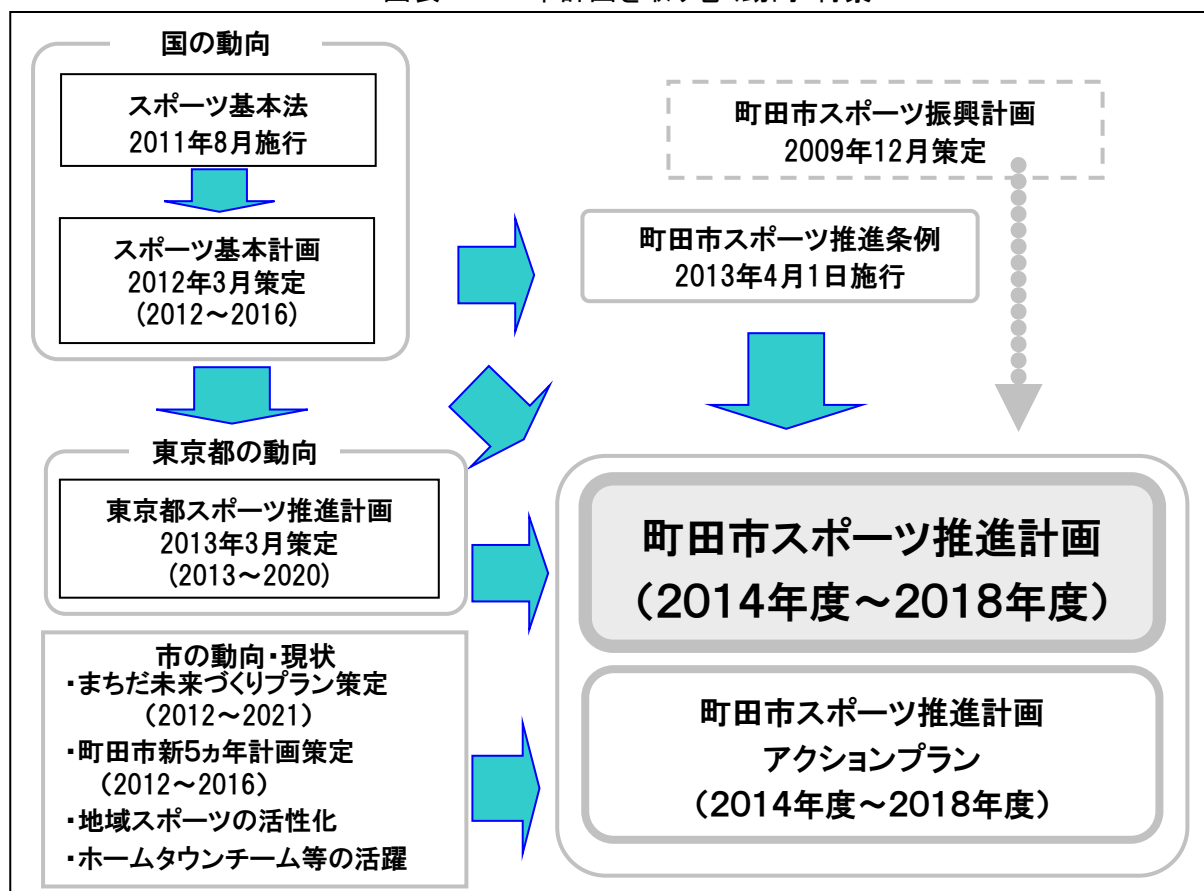
本計画では「スポーツ」の範囲を、勝敗や記録を競い、それを目的とした競技スポーツのみならず、ニュースポーツ¹やストレッチ、ウォーキング、筋力トレーニングなど、健康づくりやレクリエーションについても、自ら意思をもって体を動かすものについてはスポーツに含むものとして設定します。また、自らが身体を動かす「する人」スポーツだけでなく、観戦などの「観る人」スポーツや、スポーツを「支える人」ための、情報提供、健康管理や安全確保などを含むスポーツ指導やボランティア活動もスポーツ活動としてとらえています。

施策の展開においては、スポーツを「市民スポーツ」と「トップスポーツ」に分けて考えます。前者は、記録や勝敗を争う競技スポーツから体を軽く動かすことや、気分転換のための軽い運動・体操・遊びまでを含むものであり、後者は、ホームタウンチームや世界レベル、全国レベルで活躍している選手または団体及びその活動を指します。

6. 計画の期間

計画期間は2014年度から2018年度までの5年間とします。

図表1-5 本計画を取り巻く動向・背景



¹ ニュースポーツ: 技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案や紹介がされたスポーツのこと。その数は数百種目あると言われています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. スポーツ推進の基本理念

町田市スポーツ推進における基本理念は、「町田市スポーツ推進条例」に従い、次の通りとします。

- [1] スポーツ環境の整備及び魅力ある地域社会の形成
- [2] スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上
- [3] 市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体による相互の信頼の下の連携、協力

また、本計画で目指す将来の姿を、振興計画の理念を継承し「スポーツで人とまちが一つになる」と定めます。

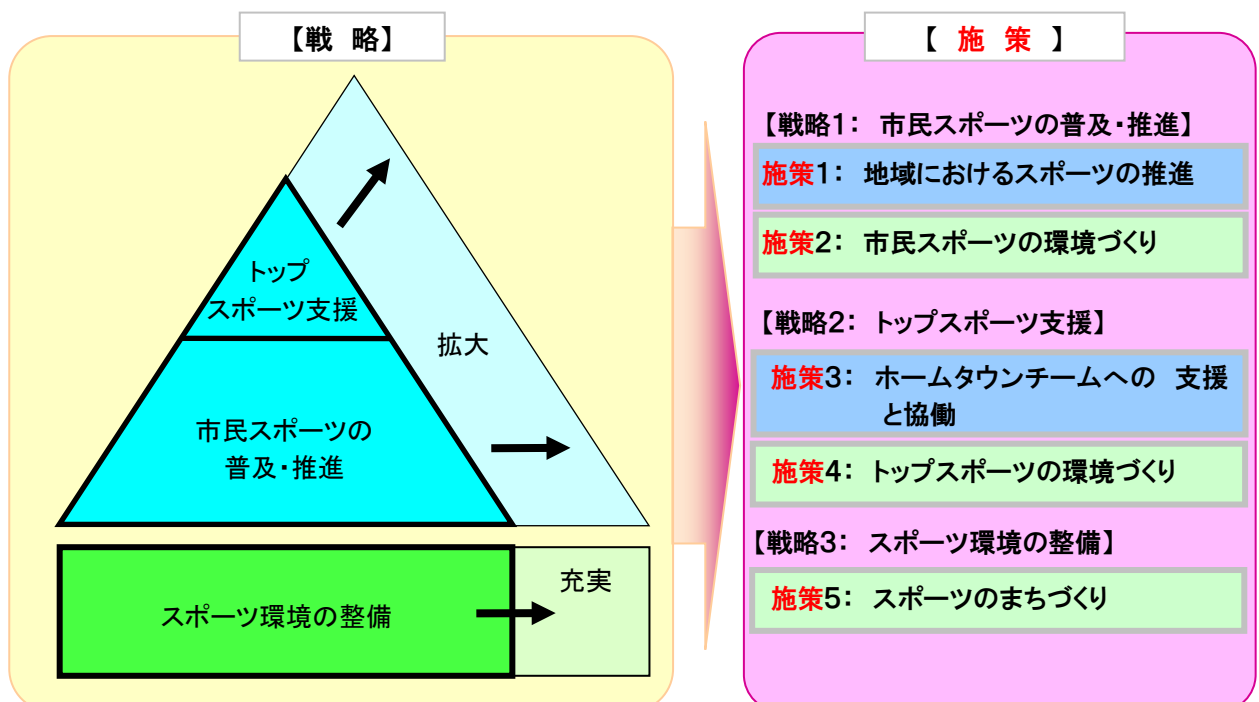
本計画で目指す“将来の姿”

スポーツで人とまちが一つになる

2. スポーツ推進の全体像

本計画では「市民スポーツの普及・推進」と「トップスポーツ支援」を両輪として、その土台となる「スポーツ環境の整備」とともに、これらの3つをスポーツ推進戦略として定め、スポーツの拡大を図ります。

図表2-1 スポーツ推進戦略と施策の関係



3. 達成目標の目安（数値目標）

達成目標1. 多くの市民がスポーツに日常的に取り組んでいます。

■指標：週1回以上スポーツを実施する市民の割合（スポーツ実施率）

2012年度 40.3% ⇒ 2018年度 60%

図表2-2 町田市のスポーツ実施率の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	...	2018(目標)
スポーツ実施率	37.0% ^{※1}	36.8% ^{※1}	38.1% ^{※1}	—	40.3% ^{※1}	...	60%

※1 2012年度は、スポーツ祭東京 2013に関する住民意識調査(週2回以上運動している人の割合)より。2010年度以前は町田市市民意識調査(市内・市外に関わらず、運動やスポーツを行う機会をもつことができた人の割合)。

※ 調査を実施する際には「自らが意思を持って体を動かすことはスポーツである」ということを明確にする。

【指標及び目標値の考え方】

国(文部科学省)はスポーツ基本計画において、成人のスポーツ実施率(週1回以上)を、できるかぎり早期に65%程度となることを目標としています。また、東京都は東京都スポーツ推進計画において、2020年のスポーツ実施率(週1回以上)の目標を70%としています。

町田市ではこのような状況及び町田市内の現状を踏まえ、振興計画で設定した「2018年度に60%」という目標を引き継ぎ、市民スポーツの普及・推進に取り組みます。

【関連施策】

- 施策1 地域におけるスポーツの推進
- 施策2 「市民スポーツ」の環境づくり
- 施策5 スポーツのまちづくり

達成目標2. 多くの地域スポーツクラブが活動しています。

■**指標：地域スポーツクラブの総クラブ数**

2012年度 4クラブ(1,372人) ⇒ 2018年度 20クラブ

※()内は地域スポーツクラブの総会員数

※町田市における地域スポーツクラブとは、「町田市地域スポーツクラブ支援事業実施要綱」第2に掲げる要件を満たし、東京都広域スポーツセンターが運営する「東京都地域スポーツクラブサポートネット」に登録されている団体をいう。

【指標及び目標値の考え方】

町田市では現在4つの地域スポーツクラブが活動しています。振興計画においては2018年度の目標値を11クラブとしていましたが、中学校区に1つずつ程度を目安として、計20クラブの設立を目標とします。

【関連施策】

○**施策2** 「市民スポーツ」の環境づくり

《地域スポーツクラブとは》

子どもから高齢者まで(多世代)、さまざまなスポーツを愛好する人々が(多種目)、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されているスポーツクラブのこと。

こうした特長を持つ地域スポーツクラブは、単にスポーツを「する」場の確保という効用だけでなく、例えば異なる世代の人たちが一緒にスポーツをすることで世代間の交流を深めたり、スポーツの指導を通して地域の大人たちと子どもたちを結びつけたりというように、地域のコミュニケーションの広がりや一体感の創出などコミュニティを再構築する重要な手段となると考えられる。

達成目標3. 多くの市民がホームタウンチームを応援しています。

■指標：町田市を本拠地とするホームタウンチームのホームゲームでの年間観戦者数

2012年度 90,280人 ⇒ 2018年度 17万人

図表2-3 ホームタウンチーム来場者数の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	...	2018(目標)
FC町田ゼルビア	14,300	29,677	59,552	59,757	76,169	...	—
ASVペスカドーラ町田	10,767	16,070	12,479	12,197	14,111	...	—
キャノンイーグルス						...	公式試合 誘致
合計	25,067	45,747	72,031	71,954	90,280	...	17万人

※ホームタウンチームとは、「市内を本拠としてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体のうち特定のスポーツ競技において国内における最高水準の組織に所属し、又は所属することが見込まれるものであって、市長の承認を受けたものをいう。」(町田市スポーツ推進条例第2条より)

※ホームゲーム開催時の座席数:FC 町田ゼルビア 10,332 席(陸上競技場)、ASVペスカドーラ町田 2,280 席(総合体育館)

※2012年ホームゲーム数:FC 町田ゼルビア 21 試合、ASVペスカドーラ町田 11 試合

※目標値の17万人は、FC町田ゼルビアが1試合平均観戦者数目標 7,000 人、年間 21 試合、ASVペスカドーラ町田が1試合平均観戦者数目標 1,500 人、年間 15 試合とし、その合計を基準に算出。

【指標及び目標値の考え方】

現在FC町田ゼルビア、ASVペスカドーラ町田、キャノンイーグルスの3チームが町田市のホームタウンチームとして活動しています。

2008年度25,067人であったFC町田ゼルビア及びASVペスカドーラ町田の観戦者数は、両チームの活躍により2012年度には90,280人まで増加しました。本計画では振興計画の「2018年度に17万人」という数値目標を継承し、振興計画における取り組みを踏襲しつつも新たな施策を積極的に推進することにより、目標の達成を目指します。

なお、キャノンイーグルスについては、ラグビートップリーグにおいてはホームアンドアウェイの考え方がないため数値目標には算入しませんが、公式試合の市内誘致を目指します。

【関連施策】

- 施策3 ホームタウンチームへの支援と協働
- 施策4 「トップスポーツ」の環境づくり

第3章 スポーツ推進施策

1. スポーツ推進の方針

第1章の背景等を踏まえつつ、次に示すスポーツ推進の方針に基づき、スポーツ推進施策を展開します。

(1) ライフステージ²別スポーツの推進

地域におけるスポーツの活性化に向け、幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期といったライフステージ別に市民スポーツの推進施策を展開します。

(2) ホームタウンチームの活性化とまちづくりとの連動

ホームタウン~~チーム~~と市民の交流の活性化や情報発信の強化などを通じて、スポーツによるまちづくりの推進施策を展開します。

(3) 役割分担の明確化

スポーツ振興部署のみならず、町田市役所内外の推進主体及び連携先とともに、町田市全体でスポーツの推進を図ります。

①スポーツ振興課の役割

スポーツ振興課は計画の推進主体の中核として町田市におけるスポーツ情報の拠点となり、関係各課及び庁外組織との連携及び協力のもと、基本理念の実現に向け計画を遂行します。

②町田市体育協会の役割

町田市体育協会は行政と市民の連携を進めるにあたり、その調整役として市民スポーツを推進します。

③スポーツ推進委員の役割

スポーツ推進委員はこれまで担ってきた市民スポーツにおける実技指導や事業の運営協力に加え、地域スポーツクラブの設立・運営を支援します。

(4) モデル事業の実施

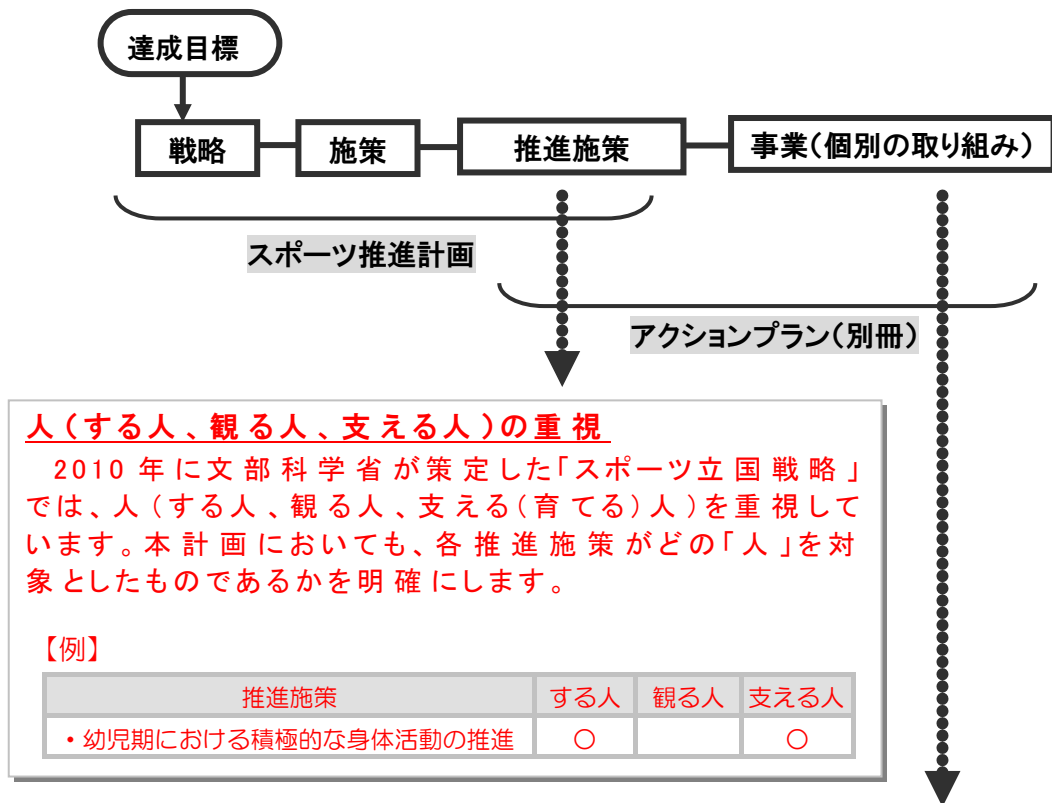
地域スポーツクラブの推進については、町田市に適したあり方を検討・試行するモデル事業を行い、課題等を明らかにしながら普及・推進を図ります。

² ライフステージ: 人間の一生におけるそれぞれの段階。この計画では、3歳から6歳の小学校就学前までの時期を幼児期、義務教育の期間を学齢期、15、16歳から39歳までを青年期、40歳から64歳までを壮年期、65歳以上を高齢期とします。

2. スポーツ推進施策の展開

3つの達成目標の実現に向けて、それぞれの目標に対応した3つの戦略「戦略1 市民スポーツの普及・推進」、「戦略2 トップスポーツの支援」、「戦略3 スポーツ環境の整備」に基づき、6つの施策を展開します。

本計画では、施策ごとに施策の対象（「する人」、「観る人」、「支える人」）を明確にした推進施策を整理しています。また、具体的な取り組みについて別途、アクションプラン（別冊）に整理します。



- 「する人」…実際にスポーツをする人
- 「観る人」…トップレベルの大会やプロスポーツを観る人
- 「支える人」…スポーツ指導者やスポーツボランティア等の支える人

【アクションプラン個票イメージ】

推進施策	スポーツ指導員の充実				
事業名	スポーツ指導員登録制度事業				
取り組みの概要	<目的・狙い> スポーツ指導員の登録制度により、スポーツの指導をできる地域住民を、指導員を必要としている団体等に対して紹介することで、市内スポーツの活性化を図ります。				
	<取り組み内容> スポーツ指導員の登録制度を確立し、市内の団体、部活動等の学校における活動、地域スポーツクラブ及び地域活動への指導員の紹介を行います。				
	実施主体	スポーツ振興課	取り組みの場	団体等の活動場所	
連携先	町田市体育協会	対象者	スポーツ指導員		
事業目標	指標		現状(2013年度)	未実施	
	登録制度の実施		目標水準(2018年度)	実施	
実施計画	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
	検討	実施			→

戦略1 市民スポーツの普及・推進

「戦略1 市民スポーツの普及・推進」では、市民がスポーツや運動を行う機会を持ちスポーツ人口を拡大していくために、ライフステージ別に地域におけるスポーツの推進を図ります。特に、スポーツ実施率が低いとされる働き盛り・子育て世代、高齢者、そして障がいのある人などを対象に、きめ細かくアプローチをしていきます。また、市民スポーツの普及・推進に必要な地域スポーツの場の整備を進めます。具体的な事業としては、地域スポーツクラブの設立支援、地域学校開放推進事業の推進、ニュースポーツの推進等に取り組みます。

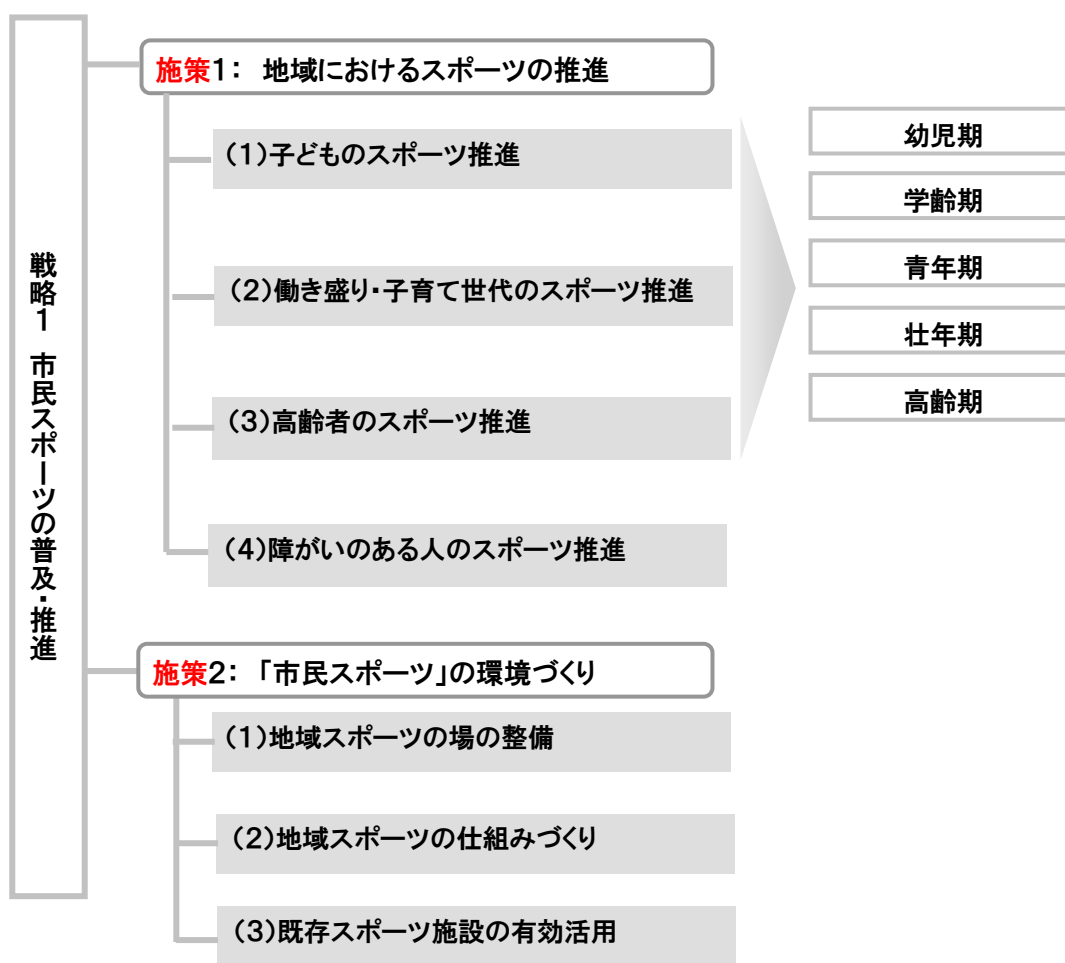


図3-1 戦略1 市民スポーツの普及・推進における施策の展開

施策1 地域におけるスポーツの推進

幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期の5つのライフステージ別にスポーツ推進施策を展開します。障がいのある人についても、幼児から高齢者までのそれぞれに適したスポーツを推進します。また、スポーツによる健康づくりにおいては、食育や栄養学といったアプローチや、心の健康にも留意して推進します。

(1) 子どものスポーツ推進

スポーツは、青少年の心身両面の健全な発達に資し、心の豊かさや生きがいを与えてくれるものです。ところが、外遊びやスポーツ活動時間の減少、手軽な遊び場の減少など社会環境や生活様式の変化により、幼児期や学齢期において主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を、生活全体の中で確保していくことが難しくなっており、大きな課題となっています。国では、2012年に幼児の体を動かす運動遊びを推進するため「幼児期運動指針」を作成しました。

幼児期のスポーツ推進施策

(課題)

町田市においても、「幼児期運動指針」に基づいて、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していくことが必要です。具体的には、毎日60分以上楽しく体を動かすことが求められています。子どもの保護者及び保育者に、子どもを取り巻く環境を十分に理解してもらい、積極的に体を動かす機会を作っていく必要があります。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・ 幼児期における積極的な身体活動の推進	○		○

学齢期のスポーツ推進施策

(課題)

「平成23年度東京都児童・生徒の日常生活活動に関する調査(平成24年2月)」(東京都教育委員会)によれば、東京都の児童・生徒の1日の平均歩数は学年が進むほど減少しており、30年前と比べると半減しています。また、毎日運動を実施している東京都の児童・生徒の割合は、小学校高学年以降は全国平均よりも低く、中学校、高校では10~15%程度低くなっています。家庭、地域、学校が協力して、子ども達がスポーツの楽しさや効果を実感し、体力・運動能力を高めるとともに、仲間とともに進んでスポーツに親しむことのできる環境を整えることが必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・ 子ども居場所づくりと連携した身体活動の推進	○		
・ ジュニアスポーツの推進	○		○

(2) 働き盛り・子育て世代のスポーツ推進

中高齢者向けや勤労者向けのスポーツ教室を総合体育館やサン町田旭体育館で開催しています。働き盛りの人や子育て世代が利用しやすい施設の利用基準やプログラム、ファミリースポーツ³のプログラム開発が求められており、既設施設の利用拡大とそれに伴う、利用基準の見直しが必要となっています。

青年期～壮年期にかけてのスポーツ推進施策

(課題)

働き盛りの人やファミリーを対象としたプログラムが少ないことや夕方以降の時間帯の教室が少なく、仕事が終わってからスポーツをしたい人への対応が求められており、様々な種目でのプログラム検討が必要です。

スポーツ施設の利用については、プログラムによる利用と一般利用のバランスを考える必要があります。また、利用基準の見直しや、夜間照明の整備により利用時間の延長が必要です。一方で、利用時間の延長には、近隣の方々の理解が課題となります。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】健康づくりと連携したスポーツの推進	○		○
・既存施設の利用時間の延長	○		○
・ファミリースポーツの推進	○		
・働き盛りの人のためのプログラムの開発	○		

(3) 高齢者のスポーツ推進

中高齢者向けのスポーツ教室を総合体育館やサン町田旭体育館、陸上競技場等で開催しています。総合体育館では、初心者を対象にミニテニス・ネオテニス・ソフトバレーボール等の教室を定期的で開催したり、開放の枠を設けたりして、ニュースポーツの振興に取り組んでいます。また、暫定利用ですが下小山田町にマレットゴルフ場を整備し、町田市マレットゴルフ協会を中心として、活発な活動が行われています。

³ ファミリースポーツ：家族で楽しむスポーツ。身近なところで手軽に楽しめるスポーツには、なわとび、体操、ジョギング、キャッチボールなどがあり、出かけて楽しめるスポーツでは、テニス、卓球、ボウリング、自然にふれながら楽しめるキャンプやサイクリングなどがあります。

高齢期のスポーツ推進施策

(課題)

町田市の高齢化率は21%を超えて超高齢社会に入りました。推計では2025年には、市民4人に1人は高齢者となります。高齢者は、競技スポーツを行う人は少ないものの、ウォーキングや体操などの軽スポーツを行う人は多く、健康づくりや生きがいづくりなどを目的としたスポーツへの要望が多くなっており、これに対応していく必要があります。また、高齢者の社会的孤立が問題になっており、スポーツ等を通じた地域のつながりが求められています。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】高齢者を対象としたスポーツの推進と指導員の育成	○		○

(4) 障がいのある人のスポーツ推進

障がい者を対象とした卓球教室や障がい児スポーツ教室、障がい者スポーツ大会を開催しています。

障がいのある人のスポーツ推進施策

(課題)

障がいのある人がスポーツに親しめる環境は、レクリエーションスポーツ、競技スポーツともにまだ十分とは言えません。気軽に楽しく体を動かせる環境を創出するため、プログラムの提供や指導員の育成など、障がい者スポーツを推進するための取り組みが求められています。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】障がい者スポーツの推進	○		○

施策2 「市民スポーツ」の環境づくり

身近な場所でスポーツに親しめるようにするため、学校の校庭・体育館を地域のスポーツ活動の拠点として位置づけ、学校敷地内に「クラブハウス」を整備したり、公園や道路といった既存の公共施設を地域スポーツの場として整備したりして、スポーツ環境の充実を図ります。地域スポーツクラブの普及に向け、「まちだモデル」を検討し、推進します。また、既存スポーツ施設については、長寿命化など計画的な有効活用を図ります。

(1) 地域スポーツの場の整備

総合体育館等の公共スポーツ施設については、年間延べ150万人の方に利用されています。また公立小中学校の校庭や体育館の一般開放についても、年間延べ50万人の方に利用されています。(2012年度)

2009年には法政大学との連携により地域スポーツクラブである「法政クラブ」が設立され、各種スポーツ教室を実施することで、地域住民に対して専門的な指導の提供を行っています。また、東京家政学院大学との連携によるテニスコートの地域開放は現在19団体が利用しています。

(課題)

子どものころは盛んにスポーツ活動を行っていても、働き盛りや子育て世代になると積極的にスポーツ活動を行わなくなってしまう傾向があります。例えば親子で気軽にボール遊びができるような身近でスポーツを楽しめる場が不足しています。

学校開放制度の見直しの方向性にあわせて、スポーツ広場のあり方についても早急に検討が必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】地域スポーツ推進のためのクラブハウス等の整備	○		
・【重点施策】ストリート系スポーツの場の整備	○		
・公園・緑地等の芝生の整備	○		
・新たなスポーツ利用の場や機会の創出	○		○

(2) 地域スポーツの仕組みづくり

2011年4月に「町田市地域スポーツクラブ設立及び運営事業補助金交付要綱」と「町田市地域スポーツクラブ支援事業実施要綱」を制定し、地域スポーツクラブに対する支援体制を整えました。

(課題)

地域スポーツクラブの設立及び運用に関する補助金の交付実績が少なく、支援策についての周知が十分でないことや新たにクラブを設立しようとする団体の掘り起こしの抜本策が必要です。市民が主体となった地域スポーツクラブを今後活性化していくためには、その設立や運用の課題について、行政と地域市民が一緒になり、モデル事業によりきめ細かく、町田市版の地域スポーツクラブのあり方を検証していくことが必要です。また、スポーツ人口を増やすためには、スポーツ推進委員をはじめとしてスポーツ指導體制の充実が必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】まちだ地域スポーツクラブモデル事業の推進	○		○
・【重点施策】「まちだニュースポーツ」の推進	○		
・大学との協定の締結			○
・スポーツ指導員の充実			○

(3) 既存スポーツ施設の有効活用

利用者の意見を取り入れる仕組みとして、スポーツ施設の指定管理者による利用者アンケートを実施しています。例えば、指定管理者を導入した施設では、事業者提案等により売店でのグッズ等の販売、自動販売機の増設など、利用者に気持ちよく利用していただけるよう利用者ニーズに応じて、管理運営の中で実施しています。また、総合体育館や室内プールなどを対象に長寿命化のための診断を実施しました。

(課題)

大会等での利用と一般利用の棲み分けが明確になっていないため、利用基準を改めるとともに、利用者の理解を得ていく必要があります。既存施設の改修について、限られた予算の中で長寿命化の診断結果をどのように反映できるか検討し、総合的かつ計画的な取り組みが必要です。今後については、指定管理者と連携し、利用者ニーズを取り入れるためのより具体的な仕組みの検討が必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・既存スポーツ施設の有効活用	○		

戦略2 トップスポーツ支援

「戦略2 トップスポーツ支援」では、トップスポーツを活性化し、競技スポーツを観る人のスポーツ人口の拡大をはじめ、まちの魅力向上や活性化のために、ホームタウンチームの支援と協働を推進します。また、トップスポーツの環境づくりとして、トップスポーツの場の整備やアスリートと市民の一層の交流の促進を図ります。具体的な事業としては、市内小中学校との連携促進、SNS等を活用した情報発信力の強化、ホームタウンチームと連携した社会貢献活動やイベントへの参加などに取り組みます。

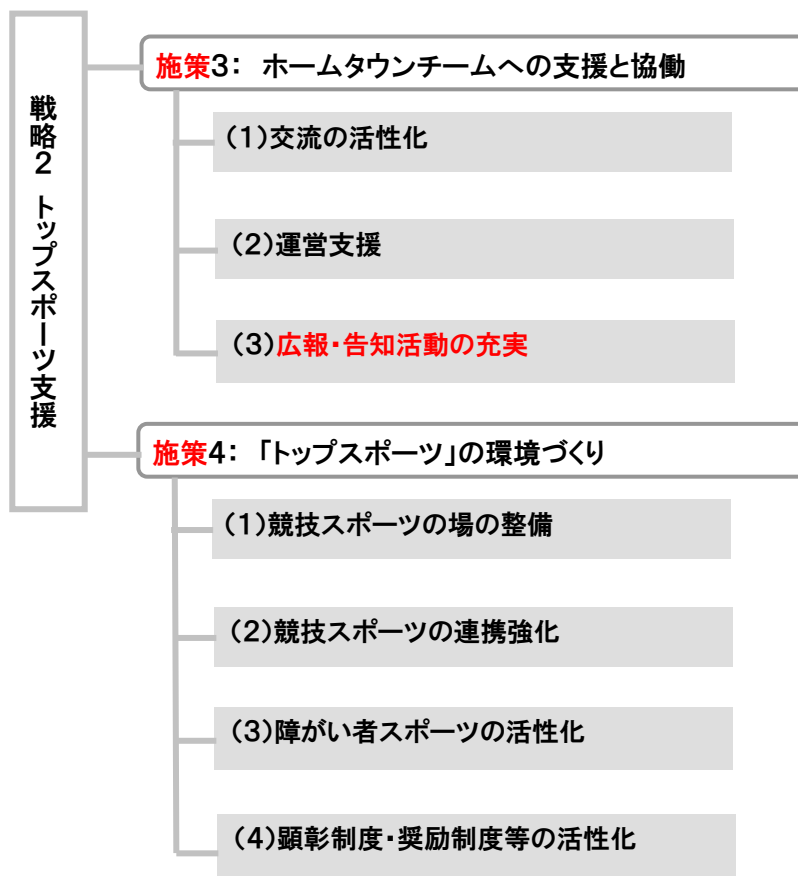


図3-2 戦略2 トップスポーツ支援における施策の展開

施策3 ホームタウンチームへの支援と協働

ホームタウンチームへの支援と協働を積極的に推進するため、**交流の活性化**、**運営の支援**、**広報・告知活動の充実**の施策を展開します。

(1) 交流の活性化

ホームタウンチームが小学校や学童保育クラブを訪問したり、地域のお祭りへ参加したりすることなどによって、市民との交流を図っています。

(課題)

これまでもホームタウンチームによる積極的な取り組みにより、市民との交流は活発に行われてきましたが、今後さらなるスポーツによるまちづくりを推進するためには、ホームタウンチームとの協働を進め、市民との交流を一層活発化していく必要があります。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・ホームタウンチームの社会貢献活動やイベントへの参加拡充		○	
・市内小・中学校との連携促進		○	

(2) 運営支援

ホームタウンチームや国際大会等で活躍するトップアスリートを後方支援する組織として、市民が主体となった「Sports まちだホームタウン協議会」が設立されました。

また、市は、ホームゲームへの集客のため、ホームタウンチームが実施している自治会などの各組織に招待チケットを配布する活動や選手自从来場を呼びかける活動を支援しています。また、陸上競技場や小野路球場などの改修により快適な観戦環境を整えることで、集客の増加を図っています。

(課題)

行政とホームタウンチーム、民間がさらに連携を強化し、スポーツイベントに取り組んで行く必要があります。特に、ホームタウンチームを盛り上げていくためには、サポーターのさらなる拡大が必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・スポーツイベントの集客増に向けた連携強化		○	○
・試合会場・練習会場の優先確保	○		
・サポーターの拡大			○

(3) 広報・告知活動の充実

「Sports まちだホームタウン協議会」が運営する町田市スポーツ活動支援ポータルサイト「スポまち」を構築しました。市や商店街などでは、これまでもホームタウンチームの応援のため、町田駅周辺での横断幕や商店街の街路灯フラッグの実施を行ってきました。

(課題)

スポーツによるまちづくりのひとつとして、町田市の魅力であるホームタウンチームを市内、市外に積極的、継続的にアピールすることでホームタウンチームについて多くの人に知っていただき、さらにはホームタウンチームが町田市民にとっての誇りとなることが望まれます。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】スポーツを通じたシティセールスの推進		○	○

施策4 「トップスポーツ」の環境づくり

「スポーツ祭東京 2013（第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会）」開催後のスポーツ施設の活用や規格の対応等を推進します。併せて競技団体との情報共有化やボランティアスタッフが活躍できる仕組みを構築し、競技スポーツの連携強化を図ります。また、障がい者スポーツの活性化に向け、場の提供に留まらず、競技スポーツの大会を中心とした体系的な事業を実施します。

(1) 競技スポーツの場の整備

「スポーツ祭東京 2013」開催に向けたスポーツ施設の大規模改修を行ってきました。「スポーツ祭東京 2013」後の施設の有効利用を考えていく必要があります。小野路球場については、全国高等学校野球選手権西東京大会の試合を誘致しました。総合体育館と陸上競技場については、大規模な大会等が行える施設であり、実際に開催されています。

(課題)

大会等競技スポーツでの利用と一般利用の棲み分けが明確になっていないため、利用基準を再検討する必要があります。スポーツ祭東京 2013 後の活動の成果や効果の検証を行い、スポーツ祭東京 2013 開催後の施設活用について、総合体育館、陸上競技場、小野路球場のあり方の検討が必要です。競技スポーツと一般利用の棲み分けの明確化と、基準変更に向けた利用者等の理解もあわせて課題となります。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・オリンピックキャンプ地招致		○	○
・スポーツ施設の有効活用策の検討	○	○	

(2) 競技スポーツの連携強化

町田市体育協会と傘下の各競技団体が中心となり、種目別の競技会が開催されています。「スポーツ祭東京 2013」の開催に向けたボランティアの組織化および育成を行ってきました。

(課題)

市民へのスポーツ指導を担う人材の確保に努めると同時に、「スポーツ祭東京 2013」に参加いただいたボランティアが継続して活躍できる仕組みづくりが課題となります。

また、市内におけるスポーツ活動の実態や課題を十分に捉えるため、町田市体育協会及び傘下の団体との情報共有の機会が必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・スポーツ団体との情報の共有化	○	○	○
・ボランティアスタッフが活躍できる仕組みづくり			○
・大学との協定の締結(再掲)			○

(3) 障がい者スポーツの活性化

関東身体障害者陸上競技協会と協定を結び、関東身体障害者陸上競技選手権大会実施のため、会場として陸上競技場を優先利用により提供しています。

(課題)

市内には多くの障がい者アスリートが在住していますが、会場提供については陸上競技場における関東身体障害者陸上競技選手権大会のみにとどまっています。障がいのある人が市内で競技に取り組みやすい環境をつくるためには、大会の誘致などにより町田市の障がい者スポーツを活性化することが必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・障がい者の競技スポーツ大会への場の提供	○		

(4) 顕彰制度・奨励制度等の活性化

スポーツを通して「魅力的で活力あるまち」を創出するためには、アスリートの活躍をより多くの市民に紹介し、アスリートの栄誉をたたえることが必要です。このために、より効果的な広報活動に取り組むとともに、顕彰制度を充実し、アスリートの認知度の向上を図り、市民との交流を深めます。

(課題)

2010年度から毎年、町田市に関係のあるアスリートを顕彰し、市民との交流の場とする「スポーツアワードまちだ」を開催していますが、受賞候補者が固定化しないように、新たな対象者の発掘が必要です。スポーツアワードまちだが、交流の場としてはその後の発展につながっていないことが課題となっています。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】トップアスリートとの交流の活性化	○	○	○
・ 顕彰制度、奨励制度の充実	○		

戦略3 スポーツ環境の整備

「戦略3 スポーツ環境の整備」では、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツをしたり、みたり、親しむことのできる環境」を創出するとともに、スポーツを通じたまちの活性化・交流の拡大を図ります。

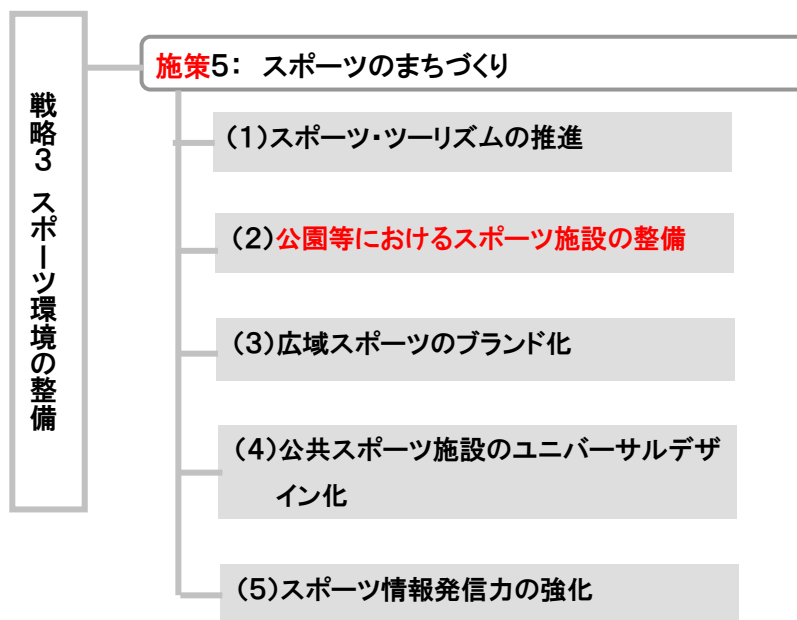


図3-3 戦略3 スポーツ環境の整備における施策の展開

施策5 スポーツのまちづくり

スポーツを軸とする観光振興策として、スポーツ・ツーリズム⁴を推進します。公園等におけるスポーツ施設整備を着実に進めます。市民マラソン等のブランド化を推進します。スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を着実に進めます。スポーツに関する情報を発信する機能が重要であり、発信力を強化します。

(1) スポーツ・ツーリズムの推進

町田市観光コンベンション協会の主催で、FC町田ゼルビアのホームゲーム時に町田駅から陸上競技場までのバスツアーが実施されました。

(課題)

ホームタウンチームをはじめ、市内には様々な魅力あるスポーツ資源が存在していますが、それらを活用した観光施策はまだ十分とは言えません。他の観光資源との連携など

⁴ スポーツ・ツーリズム:「スポーツ参加、観戦を主目的としていること」「宿泊を伴いあるいは24時間以上、その目的地に滞在すること」の2点が主要な柱になる観光の概念。

も含めたスポーツ・ツーリズムを展開し、市外の方を含めて町田市でスポーツに親しんでもらう機会の創出が必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・スポーツ・ツーリズムの連携促進	○	○	○

(2) 公園等におけるスポーツ施設の整備

野津田公園や町田中央公園などに公園施設として、多くのスポーツ施設があり、町田市のスポーツ活動における重要な場となっています。

(課題)

公園のうち、特に、野津田公園には陸上競技場やテニスコートをはじめ、多くのスポーツ施設がありますが、市民のニーズに合わせたさらなる施設の整備が求められています。

また、野津田公園へのアクセスに限りがあることから、大規模イベント時には鶴川駅から野津田公園への直行路線バスが運行されていますが、公共交通の充実が引き続き必要です。また、大規模イベント時の観戦者用の駐車場が少ないことが問題となっています。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】野津田公園におけるスポーツ施設整備	○	○	○

(3) 広域スポーツのブランド化

民間団体が主催する、町田市内外の多くの人に参加する市民マラソン等の各種大会が開催されています。

(課題)

市内で開催されている市民マラソン等の各種大会は、町田市のスポーツを代表するイベントとして定着していますが、大会の公認化など、さらなる取り組みにより知名度を上げ、参加者を拡大させることが求められています。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・市民マラソン等の活性化	○	○	○

(4) 公共スポーツ施設のユニバーサルデザイン化

施設改修の際には、町田市福祉のまちづくり総合推進条例に則り、ユニバーサルデザインを実施しています。

(課題)

全ての人々が公平にスポーツ施設を利用できる様にするため、年齢、性別、障がいの有無等に関わらずわかりやすく、使いやすい施設にすることが求められています。クラブハウスの整備時や施設改修のタイミングにあわせて順次進めていく必要があります。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・ユニバーサルデザインの推進	○	○	○

(5) スポーツ情報発信力の強化

2009年度から毎年「スポーツフォーラム」を開催し、スポーツに関する様々なテーマでアスリートや関係者による講演やパネルディスカッションを行っています。また、広報まちだ、町田市ホームページ、生涯学習など多様な機会を通じて市民スポーツならびにホームタウンチームやトップアスリートのスポーツ情報を発信しています。

(課題)

スポーツ振興、生涯学習、ホームタウンチームなど各所で発信してきたスポーツ情報を「する人」、「観る人」、「支える人」それぞれの視点に立ち、市民スポーツとトップスポーツの総合的な情報発信が必要です。また、ホームタウンチームのホームゲームの集客のためのPR手段の強化など多様なメディアを活用した情報発信力の強化が必要です。

また、スポーツフォーラムの参加者数が減少傾向にあります。スポーツに関する知識の修得や市内のスポーツ情報に触れる貴重なイベントとして、魅力的な講演者及びパネラー、テーマの選定ならびに広報の強化等を行い、多くの人に参加していただくための取り組みが必要です。

(推進施策)

推進施策	する人	観る人	支える人
・【重点施策】総合的なスポーツ情報発信力の強化	○	○	○

第4章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進と進行管理

本計画は、町田市をはじめとして市民・企業・大学・関係機関などさまざまな主体が協働することにより推進します。

計画に掲げる施策の推進状況については、市長の附属機関である町田市スポーツ推進審議会に毎年度報告するなど、適切な進行管理に努めます。

2. 計画推進のための財源確保

本計画の推進にあたっては、真に必要な事業を精査するとともに、財政状況等を考慮しつつ、文部科学省の補助金やスポーツ振興くじ等を活用し、財源の確保に努めます。

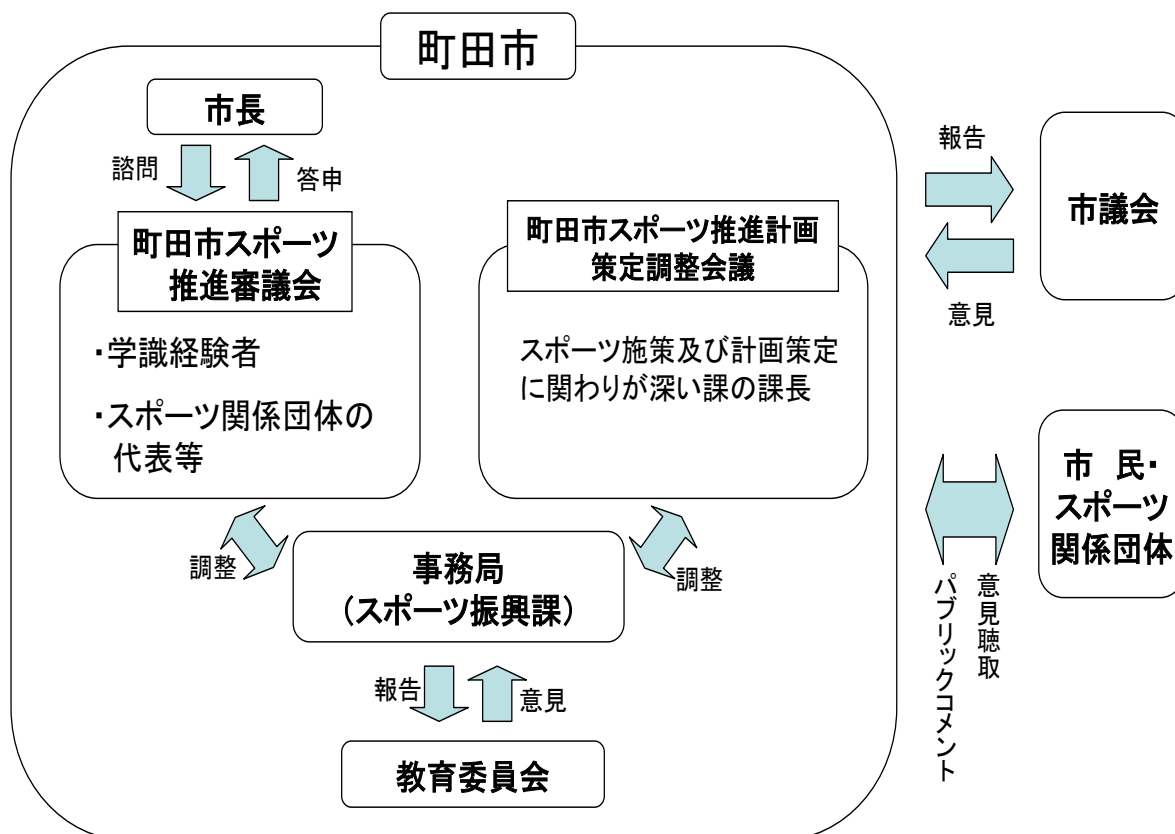
3. 町田市スポーツ推進審議会への報告

数値目標として掲げた指標について毎年度の達成状況を確認するほか、スポーツ活動に関する意識・実態及び市内外の社会経済状況等の変化について、町田市スポーツ推進審議会へ報告します。また、町田市スポーツ推進審議会の意見を踏まえ、施策や個別の事業の拡充、見直し等を行います。

資 料 編

資料1 町田市スポーツ推進計画の策定体制

町田市スポーツ推進計画策定に係る体制は以下のとおりである。



資料2 町田市スポーツ推進審議会委員名簿

町田市スポーツ推進審議会委員は、下表のとおりです。

(順不同)

	区 分	氏 名	所 属
1	学識経験者	◎川崎 登志喜	玉川大学教育学部教授
2		三ツ谷 洋子	法政大学スポーツ健康学部教授
3		○渡辺 剛	国士舘大学体育学部教授
4	スポーツ団体	山本 正実	町田市体育協会理事長
5		市川 健一	東京都障害者スポーツ協会副会長
6		守屋 実	NPO 法人アスレチッククラブ町田代表理事
7	経済関係団体	佐藤 正志	町田商工会議所 専務理事
8	保健医療関係団体	柴田 智	社会福祉法人悠々会 ケアフルクラブ悠々園施設長
9	市民委員	菊盛 由利子	公募により選任
10		新宅 雅也	公募により選任
11	町田市公立中学校長会	比良田 健一	堺中学校校長

◎審議会会長

○職務代理

資料3 町田市スポーツ推進計画策定調整会議

町田市スポーツ推進計画策定調整会議委員は、下表のとおりです。

	役 職	氏 名	備 考
会長	文化スポーツ振興部スポーツ担当部長	笠原 道弘	
副会長	文化スポーツ振興部スポーツ振興課長	羽根田 文夫	2013年9月30日まで
	文化スポーツ振興部スポーツ振興課長	能條 敏明	2013年10月1日から
委員	政策経営部企画政策課長	平林 隆彦	
委員	政策経営部広報課長	若林 眞一	
委員	地域福祉部障がい福祉課長	稲田 公明	
委員	いきいき健康部高齢者福祉課長	西原 教子	
委員	いきいき健康部保健企画課長	叶内 ひとみ	2013年11月1日から
委員	いきいき健康部健康課長	樋口 真央	
委員	子ども生活部児童青少年課長	小田島 一生	
委員	子ども生活部子育て支援課長	小池 晃	2013年11月1日から
委員	経済観光部産業観光課長	新田 善壽	
委員	都市づくり部公園緑地課長	望月 泉	
委員	教育委員会事務局学校教育部教育総務課長	高橋 良彰	
委員	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総務課長	神田 貴史	

資料4 町田市スポーツ推進計画 策定経過

本計画の策定にあたっては、町田市スポーツ推進審議会における審議や市民等から寄せられたご意見を参考としながら、次のとおり進めました。

時 期	項 目	概 要
2013年 6月25日(火)	第1回策定調整会議	
6月26日(水)	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・前期計画のフォローアップ ・策定の方針、町田市の現状を説明
7月12日(金)	第2回策定調整会議	
7月20日(土)	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子(案)の審議 ・施策体系の検討
8月15日(木)	第3回策定調整会議	
8月15日(木)	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(素案)の審議
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・計画(素案)を市議会、教育委員会に報告
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人町田市体育協会へ計画(素案)への意見とりまとめ依頼 ・スポーツ推進委員へ計画(素案)への意見提出依頼
10月10日(木)	第4回策定調整会議	
10月～11月	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(素案)への意見募集
12月17日(火)	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)の審議 ・アクションプラン(素案)の検討
2014年 1月7日	市長答申	
2月	計画策定	
3月		公表

資料5 町田市スポーツ推進条例

平成25年3月29日

条例第6号

文化スポーツ振興部スポーツ振興課

前文

今日、スポーツの持つ役割は、体力向上や健康の保持増進、青少年の健全育成といった役割から、生活習慣病の予防やストレスの防止、地域社会の活性化、スポーツを通じた都市環境の整備、地域経済への貢献など社会的役割へ拡大している。

こうした状況の下、市民一人ひとりがスポーツの果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、スポーツをする、見る、そして支えるというそれぞれの場面において様々な事業を行い、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、豊かなスポーツ文化を育むことが重要である。

ここに町田市は、スポーツに関する基本理念を明らかにするとともにその方向を示し、市民の理解と参加の下で、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツに関する基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)の責務並びに市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の健康の保持及び増進、明るく豊かな市民生活の形成並びに活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ関連活動 スポーツをすること、若しくは見ること、又はこれらを支援することをいう。
- (2) スポーツ施設 一般の利用に供することを目的として設置された体育館、運動場その他のスポーツ関連活動を行うための施設(設備を含む。)をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在学し、在勤し、若しくは滞在する者又は市が推進するスポーツに関する施策に賛同し、協力する個人をいう。
- (4) ホームタウンチーム 市内を本拠としてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体のうち特定のスポーツ競技において国内における最高水準の組織に所属し、又は所属することが見込まれるものであって、市長の承認を受けたものをいう。
- (5) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体並びにホームタウンチームを除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進に当たっては、スポーツに親しむことができる環境の整備、スポーツ関連活動により市民等が誇りと愛着をもつことができる魅力ある地域社会の形成が図られなければならない。

2 スポーツの推進に当たっては、スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上が図られなければならない。

- 3 スポーツの推進に当たっては、市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼の下に連携及び協力が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、市の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、市民等の健康の保持及び増進のための施策を推進しなければならない。
- 3 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。
- 4 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に対し、広報活動その他の方法により支援しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがスポーツ関連活動の担い手であることを理解し、相互に尊重し、自主的な活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、前条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(ホームタウンチームの役割)

第6条 ホームタウンチームは、自らの競技活動を通じて市の広報に努めるとともに、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第7条 スポーツ関連団体は、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ推進計画)

第8条 市長は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、スポーツに関する施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画を定めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第9条 市長は、スポーツの推進に当たって、スポーツ施設を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第10条 市は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(審議会の設置)

第11条 市は、法第31条に規定するスポーツ推進審議会等として、町田市スポーツ推進審議会を置く。

- 2 前項の町田市スポーツ推進審議会に関し必要な事項は、条例で別に定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(町田市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

- 2 町田市スポーツ振興審議会条例(平成20年3月町田市条例第21号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

町田市スポーツ推進審議会条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、町田市スポーツ推進条例(平成25年3月町田市条例第6号)第11条第2項の規定に基づき、町田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号中「法」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)」に改める。